

石川県公報

平成30年2月27日
第13083号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	公 告
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) 1	○入札公告 (消防保安課) 3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) 1	○入札公告 (少子化対策監室) 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同) 1	○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 7
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同) 2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課) 9
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同) 2	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (同) 9
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同) 2	○市町が行う土地改良事業に係る換地処分公告 (同) 9
○県道の区域の変更 (道路整備課) 2	○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課) 9
○県道の供用の開始 (同) 3	○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課) 11
	選挙管理委員会
	○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定 11
	○不在者投票を取り扱うことのできる施設の所在地の変更 11
	○政治団体の届出の公表 11
	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 12
	○政治団体の解散の届出の公表 12
	○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表 13

告 示

石川県告示第68号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
サエラ薬局	鳳珠郡穴水町此木壺143番1	平成30年1月1日

石川県告示第69号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
サエラ薬局	鳳珠郡穴水町此木壺143番1	平成30年1月1日

石川県告示第70号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
サエラ薬局	鳳珠郡穴水町此木壺143番1	平成29年12月31日

石川県告示第71号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
サエラ薬局	鳳珠郡穴水町此木壺143番1	平成29年12月31日

石川県告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
谷 遼 典	ワイズ接骨院門前店	輪島市門前町本市ハ-17	平成30年1月17日

石川県告示第73号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
谷 遼 典	ワイズ接骨院門前店	輪島市門前町本市ハ-17	平成30年1月17日

石川県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年2月27日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
長浦中島線	七尾市中島町長浦九15番1地先から 七尾市中島町長浦九13番1地先まで	旧	4.65～4.80	40.0	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	4.65～7.85	40.0	

〃	七尾市中島町長浦イ1番1地先から 七尾市中島町瀬嵐ソ213番1地先まで	旧	3.55～7.30	60.0	〃
		新	3.95～11.00	60.0	
〃	七尾市中島町瀬嵐壱式2番地先から 七尾市中島町瀬嵐壱式2番地先まで	旧	8.75～11.67	11.3	〃
		新	9.90～11.67	11.3	
〃	七尾市中島町瀬嵐壱式2番地先から 七尾市中島町瀬嵐壱式2番地先まで	旧	11.58～12.30	25.6	〃
		新	11.58～13.60	25.6	
〃	七尾市中島町瀬嵐壱式16番3地先から 七尾市中島町瀬嵐壱式16番1地先まで	旧	6.65～8.80	42.9	〃
		新	9.95～13.75	42.9	

石川県告示第75号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成30年2月27日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
長浦中島線	七尾市中島町長浦九15番1地先から 七尾市中島町長浦九13番1地先まで	平成30年2月27日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	七尾市中島町長浦イ1番1地先から 七尾市中島町瀬嵐ソ213番1地先まで	〃	〃
〃	七尾市中島町瀬嵐壱式2番地先から 七尾市中島町瀬嵐壱式2番地先まで	〃	〃
〃	七尾市中島町瀬嵐壱式16番3地先から 七尾市中島町瀬嵐壱式16番1地先まで	〃	〃

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達役務の名称
電気工事士免状作成等業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法
処理件数当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 県内の3以上の市町(金沢、能登及び加賀の各地区に1箇所以上)において、受付窓口を設置できる者であること。
- (5) 申請受付時間帯において、委託業務の審査責任者(電気工事士免状の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を常時窓口配置し、又は審査責任者と連絡可能な体制を確保することができる者であること。
- (6) 県の休日を除き、県の執務時間に準じて、委託業務を行うことができる者であること。
- (7) 免状交付申請手続等に関し、インターネットにより周知を図ることができる者であること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、平成30年3月5日(月)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室消防保安課保安グループ 電話番号 076-225-1481
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成30年3月12日(月)正午(郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年3月12日(月)午後2時
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 無効の入札書
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務

(2) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(3) 業務内容

石川県先天性代謝異常等スクリーニング検査業務実施仕様書に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) この公告に示す業務を履行できる経験、知識、能力、技術、手段等を有している者であること。

(4) この公告の日前5年間に於いて、国、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市との間で先天性代謝異常等検査業務を元請業者として受託し、かつ、年間1万件を超える実績がある者。

(5) この調達に係る検査業務部門責任者又は検査担当者のうち1名以上が日本マス・スクリーニング学会認定技術者であること。

(6) NPO法人タンデムマス・スクリーニング普及協会による精度管理において、平成28年度の成績が良好であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成30年3月6日（火）午後5時まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部少子化対策監室

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。）

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年3月13日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎8階

石川県健康福祉部少子化対策監室 母子保健グループ

電話番号 076-225-1424 FAX番号 076-225-1423

(2) 交付期間

平成30年3月6日（火）午後5時まで（県の休日を除く。）

5 入札の日時及び場所

平成30年3月20日（火）午前11時30分

石川県庁行政庁舎8階 811会議室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の業務の1件当たりの単価の額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務委託
- (2) 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- (3) 履行場所
金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園附属泉こども園内
- (4) 業務内容
「石川県立保育専門学園附属泉こども園給食業務仕様書」に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降、石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成29年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日のいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 県内に事業所を設置（設置予定を含む。）していること。
- (4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等
 - ア 提出期間
平成30年3月1日(木)午前9時から同月15日(木)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - イ 提出場所
金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園
 - ウ 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)
- (2) 入札参加資格の確認の結果の通知
確認の結果の通知は、平成30年3月20日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行く。
- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付
 - (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先
〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園
電話番号 076-242-5185 FAX番号 076-242-5186
 - (2) 交付期間
平成30年3月1日(木)午前9時から同月15日(木)午後5時まで(県の休日を除く。)
- 5 入札の日時及び場所
平成30年3月27日(火)午前10時
金沢市泉1丁目3番63号 石川県立保育専門学園 2階中演習室
- 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額をもって落札価格とするので、入札は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 入札に関する注意事項
 - (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
 - (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟読の上、入札すること。
 - (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 9 入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 入札保証金及び契約保証金
免除
- 12 その他
詳細は、入札説明書による。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東田 耕作	小松市拓栄町392番地	小松市長谷町6番ほか9筆
松本 良弘	小松市八幡辛18番地1	小松市八幡65番
中田 秀臣	小松市長谷町ヤ137番地1	小松市長谷町1番ほか7筆
太田 洋	小松市古府町ヌ60番地	小松市古府町口189番ほか9筆
村中 孝一	小松市漆町イ27番地	小松市漆町5番
北川 辰夫	小松市漆町イ86番地	小松市漆町14番ほか2筆
宮越 正広	小松市漆町イ2番地	小松市漆町116番
川岸 次男	小松市馬場町ル13番地	小松市馬場町そ9番1ほか9筆
竹内 光	小松市佐美町申167番地	小松市湖東町82番1ほか7筆
宮本 健一	小松市白江町タ413番地	小松市沖町21番
農事組合法人 北野農場	小松市上八里町75番	小松市上八里町92番1ほか17筆
橋 治輝	能美市大成町ヘ52-2	能美市大成町カ49番ほか33筆
山本 信行	能美市大成町ロ52	能美市大成町カ155番1ほか6筆
有限会社 岡元農場	能美市福岡町ロ184-1	能美市大成町ヌ192番ほか21筆
小坂 功機	能美市和気町チ14	能美市和気町兵182番ほか1筆
山田 誠彦	川北町字与九郎島ト1	川北町字土室丁89番ほか8筆
作田 隆光	川北町字与九郎島ヘ101	川北町字壺ツ屋ル75番1ほか5筆
土谷 治	川北町字与九郎島ヘ66-5	川北町字与九郎島50番1
有限会社 かわに	金沢市粟崎町5丁目32番地2	かほく市大崎六字24番ほか17筆
藤本 英幸	河北郡津幡町字下河合イ69番地1	河北郡津幡町字下河合ル13番ほか6筆
新田 勇人	河北郡津幡町字舟橋イ109番地	河北郡津幡町字舟橋428番1
有限会社 ツボエ農産	七尾市伊久留町久部4番地1	七尾市伊久留町留4番1ほか6筆
赤坂 正則	七尾市田鶴浜町リ部50番地1	七尾市川尻町参25番
川森 宏樹	七尾市田鶴浜町ち部46番地7	七尾市川尻町式2番
松中 功裕	七尾市中島町河崎ヌ部13番地	七尾市中島町豊田参九38番
堀田 和弘	七尾市白浜町6部31番甲地	七尾市白浜町274番ほか2筆
農事組合法人 とくだ	羽咋郡志賀町徳田乙の31番地	羽咋郡志賀町徳田新198番ほか94筆
農事組合法人 あいかみ	羽咋郡志賀町相神ハ129番1	羽咋郡志賀町相神と118番
三山 克志	羽咋郡志賀町町居ルの21番地	羽咋郡志賀町草木日31番1ほか6筆
安地 博	羽咋郡志賀町直海ニの9番地	羽咋郡志賀町草木日52番1
新八 正紀	羽咋郡志賀町中山ハの54番地	羽咋郡志賀町草木日29番2
坂本 哲郎	羽咋郡志賀町草木9の83番地	羽咋郡志賀町草木日50番1ほか1筆
岡塚 忠浩	羽咋郡志賀町稲敷ラの75番地	羽咋郡志賀町草木リ26番ほか1筆
砂崎 久正	羽咋郡志賀町中泉2の53番地	羽咋郡志賀町東小室竹17番ほか15筆
合同会社 菜夢来	羽咋郡志賀町米町タの28番地1	羽咋郡志賀町矢駄西山60番ほか11筆
岡本 喜久夫	輪島市門前町定広ニの157番地	輪島市門前町定広19番ほか2筆
有限会社 ファーマー	輪島市門前町内保サの51番地	輪島市門前町浦上チ45番ほか15筆
川端 克己	鳳珠郡穴水町字此木16の85番地1	鳳珠郡穴水町七海ろ13番ほか7筆
竹森 弘	鳳珠郡穴水町字七海チの100番地	鳳珠郡穴水町七海ろ40番ほか2筆
北能産業 株式会社	鳳珠郡能登町柳田仁部72の2番地	鳳珠郡能登町瑞穂274番ほか405筆
有限会社 ワールドファーム	茨城県つくば市谷田部3395番地1	鳳珠郡能登町九里川尻57番5ほか21筆
農事組合法人 長尾営農組合	鳳珠郡能登町字上長尾梅部32番地	鳳珠郡能登町上長尾梅48番ほか3筆

2 認可年月日

平成30年2月27日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成30年2月28日から同年3月29日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、同条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
百 浦・赤 住 地 区	老 朽 た め 池 整 備 事 業	県 営 土 地 改 良 事 業 変 更 計 画 書 の 写 し	志 賀 町 役 場 農 林 水 産 課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地 区（工 区）名	換地処分年月日
県 営 ほ 場 整 備 事 業（面的集積型）	日 置 東 部 地 区	平 成 3 0 年 2 月 1 6 日

市町が行う土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次のとおり換地処分を行った旨の届出があった。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

換地処分を行った者の名称	地 区（工 区）名	換地処分年月日
金 沢 市	薬 師 地 区	平 成 3 0 年 2 月 1 日

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成30年度金沢競馬実況放送業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施

(3) 契約期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 平成26年4月1日から平成30年2月27日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名以上有し、金沢競馬開催日に2名を配置できる者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成29年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次の(ア)から(オ)までに該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 実況放送に関する考え方及び実施方法

イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法

ウ ファンサービスに関する考え方

エ 運営組織及び執行体制のあり方(アナウンサーに不測の事故等が発生した場合の危機管理等)

オ アナウンサーの技術力

カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性

3 募集要項の交付場所等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 交付期間

平成30年2月27日(火)から同年3月6日(火)まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

平成30年3月20日(火)午後5時までに、(1)の提出場所へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、平成30年3月下旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

- (1) 質問は、4(1)の提出場所において、平成30年3月6日(火)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。
- (2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成30年2月27日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成30年2月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
能美都市計画道路 3・5・19号高堂泉台線	変更する区域 能美市湯谷町の一部	石川県土木部都市計画課及び能美市 産業建設部都市計画課

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成30年2月27日

石川県選挙管理委員会

名 称	所 在 地
地域密着型特別養護老人ホームさくらセンター湊	金沢市湊2丁目171番地

石川県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、所在地を変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

石川県選挙管理委員会

名 称	所 在 地	
特別養護老人ホームさくらセンター	新	金沢市湊2丁目169番地
	旧	金沢市湊2丁目171番地

石川県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年2月27日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
立憲民主石川	粟森 喬	小澤 成一	金沢市湊4-14-3	平成30年1月4日
税理士による西田昭二後援会	所司 久雄	茶谷 義隆	金沢市北安江3丁目4番6号	平成30年1月19日
石川県に新しい知事を誕生させる会	須藤 春夫	松葉 博	金沢市昭和町5番地13	平成30年1月22日

石川県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県港湾支部	鶴山庄市	会計責任者	岩崎 正二	北 洋 一	平成30年1月16日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
からかみ会	右近 義治	代表者 会計責任者	右近 義治 上出 順司	勝泉 完 島田 孝二	平成29年3月6日
石川県電器商政治連盟	福田 外茂男	代表者	福田 外茂男	上馬 定司	平成29年5月24日
加賀市医師連盟	河村 勲	代表者	河村 勲	松下 重人	平成29年5月25日
石川県電器商政治連盟	福田 外茂男	会計責任者	長岡 信一	長井 紀彰	平成29年6月13日
近岡義治後援会	中嶋 基行	代表者	中嶋 基行	松坂 一栄	平成29年12月18日
不破大仁後援会	永原 慎之輔	代表者	永原 慎之輔	森 勝之	平成30年1月1日
政治結社國粹青年隊北陸本部	鳥崎 秀夫	主たる事務所 の所在地 会計責任者	加賀市山代温泉北 部一丁目151-1 鳥崎 秀和	野々市市矢作2の 25番地 木村 秀樹	平成30年1月5日
しばた未来後援会	一川 保夫	主たる事務所 の所在地 会計責任者	金沢市鞍月4丁目 133 鍵主 政範	小松市光町90 北川 芳伸	平成30年1月23日
しばた未来と歩む会	柴田 未来	主たる事務所 の所在地 会計責任者	金沢市鞍月4丁目 133 鍵主 政範	小松市光町90 北川 芳伸	平成30年1月23日
税理士による宮本周司後援会	平野 豊	代表者	平野 豊	山岸 貞司	平成30年1月27日
税理士による山田修路後援会	雲野 照正	代表者 会計責任者	雲野 照正 野村 和宏	福井 俊光 雲野 照正	平成30年1月27日
柴田捷後援会	岡山 幹夫	代表者	岡山 幹夫	竹内 市朗	平成30年1月28日

石川県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県地域振興支部	澁谷弘利	平成29年12月31日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
税理士による北村茂男後援会	背戸勝比古	平成30年1月10日
安田たけし後援会	浅野義幸	平成30年1月22日
小倉ひろみ後援会	小倉宏眷	平成30年1月23日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

届出事項の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
柴田未来	しばた未来と歩む会	主たる事務所 の所在地	金沢市鞍月4丁目 133	小松市光町90	平成30年1月23日

